

第四十六回 参議院法務委員会議録第八号

(一一八)

昭和三十九年二月二十七日(木曜日)
午前十時二十五分開会

出席者は左のとおり。

理事

後藤 義隆君
迫水 久常君
稻葉 誠一君
和泉 覚君

植木 光教君
田中 啓一君
高橋 衛君
坪山 徳弥君
龜田 得治君
岩間 山高しげり君
正男君

國務大臣
法務大臣

政府委員
法務省民事局長 平賀 健太君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
事務局側
常任委員 西村 高兄君

本日の会議に付した案件

○不動産登記法の一部を改正する法律
(案内閣提出)

○検察及び裁判の運営等に関する調査
(検察行政に関する件)

【理事迫水久常君】

【理事迫水久常君】

本公司は、まず、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。稻葉君。
 ○稻葉誠一君 不動産登記法の改正の問題でこの前質問しました。それは大きな改正のことについて説明があったわけですが、これを見ますと、戦後だけでも、昭和二十一年、二十四年、二十五年、二十六年、二十七年、それからしばらく飛んで三十四年、三十五年、三十七年、三十八年、こういうふうに改正になっているわけですね。まあ別に改正して悪いわけではないでしようけれども、実に毎年のように改正になっているわけですが、この改正はどういうふうなことが改正になつたのですか。何年はどういうふうに改正になつたか、こういう説明をしてください。

○政府委員(平賀健太君) 二十二年の改正のときには、裁判所から法務省に移ったときの改正だったと思います。

それから二十四年の改正は、ほかの法律の改正に伴つて政令の関係で一部改正された関係であつたように記憶いたします。

それから二十五年の改正は、これは台帳の税務署から法務局への移管に伴う改正でございます。

二十六年の改正は、探石法の制定に伴う改正であつたようになります。

○政府委員(平賀健太君) その詳細を説明していく

○稻葉誠一君 その詳細を説明していく

○稻葉誠一君 その詳細を説明していく

○稻葉誠一君 その詳細を説明していく

○稻葉誠一君 その詳細を説明していく

木日は、まず、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。稻葉君。

○稻葉誠一君 不動産登記法の改正の問題でこの前質問しました。それは大きな改正のことについて説明があったわけですが、これを見ますと、戦後だけでも、昭和二十一年、二十四年、二十五年、二十六年、二十七年、それからしばらく飛んで三十四年、三十五年、三十七年、三十八年、こういうふうに改正しているわけですね。まあ別に改正して悪いわけではないでしようけれども、実に毎年のように改正になっているわけですが、この改正はどういうふうなことが改正になつたのですか。何年はどういうふうに改正になつたか、こういう説明をしてください。

○政府委員(平賀健太君) 二十二年の改正のときには、裁判所から法務省に移ったときの改正だったと思います。

それから二十四年の改正は、ほかの法律の改正に伴つて政令の関係で一部改正された関係であつたように記憶いたします。

それから二十五年の改正は、これは台帳の税務署から法務局への移管に伴う改正でございます。

二十六年の改正は、探石法の制定に伴う改正であつたようになります。

○政府委員(平賀健太君) たびたびござります。

○稻葉誠一君 その詳細を説明していく

○稻葉誠一君 その詳細を説明していく

○稻葉誠一君 その詳細を説明していく

な形で、一たん改正したけれどもそれがうまくいかなかつたからといってまた元へ戻つたり変えたりしているのがあります。

○政府委員(平賀健太君) 権利書がな

くなっています場合には、これは不

動産登記法の四十四条に規定がありま

すが、ただ保証書だけを添附して申請

すればいいという規定になっておりま

す。しかし、いわゆる地圖師による虚

偽の登記でございますとか、その他不

正の登記がされる危険があるというこ

とがございまして、昭和三十一年に、

その保証書を添附して登記の申請をす

るという点は変わっておりませんけれ

ども、登記義務者のほうに照会をいた

しまして、その登記は間違いないかど

うかということを尋ねまして、その返

事が来まして間違ないという返事が

来まして登記をするというふうに昭和

三十一年に改めたのでございます。

○稻葉誠一君 その場合、保証書には

保証人がつくわけですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおり

でございます。

○稻葉誠一君 それはあらゆる場合に

保証書が必要だったというふうになつ

ていたけれども、今度の法律でそれが

限定されることになつたんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 登記義務者

の権利に関する登記済証が滅失した場

合でございまして、とにかく権利に関

する登記の際には、権利書がございま

せんと、必ず保証書をつける。これは從

来からそうなつております。ただし

ま申し上げましたように、昭和三十五

年のときに登記義務者に照会をするということにいたしたわけでございました。したがいまして、所有権の移転だけではなくて、担保権の設定なんかにおきましても、全部登記義務者のほうに照会をするということにいたしておりましたが、昭和三十五年以来これを実施いたしました経過に従しますと、所有権に関する登記の場合でございましたと、きわめてわずかな例ではございませんけれども、やはり登記義務者のほうから返事が来ない、あるいはこれは自分の全然閑知しないものであるというようなことで回答が返ってきた例があるわけでございます。そういう関係で、所有権に関する登記の場合には、どうしても登記義務者に照会をするという手数をふんだほうが安全ではないか。しかしながら、その他の登記、ことに担保権の登記などにおきましては、もうほとんど全部回答が返ってきておりまして、間違いがないという回答が返ってくるわけでございます。そういう関係で、三十五年以来実施した経過にかんがみまして、所有権に関する登記の場合だけにこの登記義務者に照会をするということで足りるのはないか。特に担保権の登記などにおきまして、夫が勝手に担保に提供するという例もあとかと思ひますが、よく話を聞きますのは、妻名義の不動産を夫が勝手に担保に提供するという例もあとは、子供がおやじの財産を担保に入れるという例をだいぶ聞くのでござります。しかしながら、現実にこれは問題になりますと訴訟になるわけでござりますけれども、この種の訴訟事件は、私が足りないといふのが現金が入るものがおくれて登記義務者も非常に不利になるというような事情がございましたので、今回の案におきましては、それを所有権に関する登記とそれから例の合併の登記のときだけに所有者に対する照会ということをやるようになります。しかし、この点に關するところがござりますと、それが登記義務者に照会をいたしまして、金が足りないといふのがおくれて登記義務者も非常に不利になるというような事情がございましたので、その点の改正が今回の改正に含まれておるわけでござります。

さいます。

○稲葉誠一君 だから、朝令暮改といふ言い方は悪かったかもしれませんがあつたのだけれども、そこまでやる必要がないとかなんとかいう形で四十四条の二が変わるわけでしよう。

○政府委員(平賀健太君) さようでござります。

○稲葉誠一君 朝令暮改かどうかは別として、実際にには、財産が妻の名儀になつている場合があるわけです。それを夫が債務に入れて抵当権を設定したり何かする場合に、細君の判決を持って印鑑証明をして抵当権を設定するといふことが相当あるのじゃないですか。それで、あとになって、細君のほうは知らなかつたのだ、夫が勝手にやつたのだという形でもたらもたしておられる例が相当あるのじゃないですか。だから、必ずしも所有権だけの問題ではなくして、担保物権のような場合にもこなつたのですか。

○政府委員(平賀健太君) 私どもよく話を聞きますのは、妻名義の不動産を夫が勝手に担保に提供するという例もあとかと思ひますが、よく話を聞きましたのは、子供がおやじの財産を担保に入れるという例をだいぶ聞くのでござります。

○稲葉誠一君 しかし、あなたのほうがいいのじやないか。実益がまるでないよ

ういうふうな状態は考えなかつたのですか。そのときには、説明部含めてやつたわけですね。そのときにはそういうふうな状態は考えなかつたのですか。そのときには、説明部必要だと、こういうふうに説明したんでしょう、提案は。

○政府委員(平賀健太君) 三十五年のときは、確かにさようでございました。所有権だけに限らずに、権利に関する登記の場合には全部にという考え方であります。

○稲葉誠一君 保証書を提出して登記申請するというのは、全体の中での程度あるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 約四%くらいでござります。

○稲葉誠一君 印鑑証明を出すときには、そこで印鑑証明を出して、これは市役所の問題ですけれども、印鑑届けを出すと、家庭へこういう印鑑届けが出たけれどもこれが本物かどうかと通知するんじゃないですか。通知して、それはがきかなんか持つていて、それががきでござります。

○政府委員(平賀健太君) はがきは登記義務者の住所にあてまして郵送いたしましたので、その点に關するところがござりますと、それは仰せの

人が、非常に少ないじやないか。少なくとも登記に関する関係におきましては、あれは実は自分の息子が勝手に

はほとんど心配はない。この点に關す

とで登記所にかけ込んでくるということは絶対ではないか。

〔理事迫水久常君退席、理事後藤義隆君着席〕

登記の点ではそういうことはあまり

あまりといふより、ほとんど私ども聞いておりません。で、ほとんど全部が登記申請間違いないという回答が登記所に返ってきておる実情でござります。

もつとも、その回答といえども息子が勝手におやじの判を使いまして間違いないという返事を出しているのかもしもれませんけれども、という可能性はなきにしもあらずと思ひますけれども、

担保の関係では、登記義務者に対する照会をやめましても、弊害はほとんど考えられない。通知をいたしますと、どちらのほうが非常に登記の申請人に迷惑をかけているのではないかといふ

ういうふうな状態は考えなかつたのですか。そのときには、説明部含めてやつたわけですね。そのときには、説明部必要だと、こういうふうに説明したんでしょう、提案は。

○政府委員(平賀健太君) 三十五年のときは、確かにさようでございました。所有権だけに限らずに、権利に関する登記の場合には全部にという考え方であります。

○稲葉誠一君 しかし、あなたのほうがいいのじやないか。実益がまるでないよ

ういうふうな状態は考えなかつたのですか。そのときには、説明部必要だと、こういうふうに説明したんでしょう、提案は。

○政府委員(平賀健太君) ただいま、印鑑証明書を市町村役場で出します場合には、仰せのような権利書を

持つているけれども、それを紛失したと称してだれかが意識的にやる場合が相当あるのじやないです。あぶない場合が多いのじやないです。

○政府委員(平賀健太君) たゞいま、印鑑証明書を市町村役場で出します場合には、仰せのような権利書を

持つているのが実情でござります。

それから登記済証いわゆる権利書を

紛失した場合には、保証書で申請をす

るわけでござりますが、仰せのよう

に、ことにはいかにござまでは登記

はあつたというふうに聞いております。しかし、こういう通知の制度がとられますと、それだけ登記がおくれる

時間がかかるだけれども、ないといつ

て保証書でやつてくるという例も以前

はあつたというふうに聞いております。しかし、こういう通知の制度がとられると、それだけ登記がおくれる

時間がかかるだけれども、ないといつ

て保証書でやつてくるという例も以前

はあつたというふうに聞いております。しかし、こういう通知の制度がとられると、それだけ登記がおくれる

時間がかかるだけれども、ないといつ

て保証書でやつてくるという例も以前

い。取引を円滑にすみやかにすることを可能にするためには三十五年の改正以前の状態に復したほうがいいのじやないかというのが私どもの考え方でございます。

〔理事迫水久常君退席、理事後藤義隆君着席〕

登記の点ではそういうことはあまり

ありません。で、ほとんど私ども聞いておりません。で、ほとんど全部が登記申請間違いないという回答が登記所に返ってきておる実情でござります。

もつとも、その回答といえども息子が勝手におやじの判を使いまして間違いないという返事を出しているのかもしもれませんけれども、という可能性はなきにしもあらずと思ひますけれども、

担保の関係では、登記義務者に対する照会をやめましても、弊害はほとんど考えられない。通知をいたしますと、どちらのほうが非常に登記の申請人に迷惑をかけているのではないかといふ

ういうふうな状態は考えなかつたのですか。そのときには、説明部含めてやつたわけですね。そのときには、説明部必要だと、こういうふうに説明したんでしょう、提案は。

○政府委員(平賀健太君) 三十五年のときは、確かにさようでございました。所有権だけではなくて担保物権も全

て、その二名がその地域において印鑑届けをしておった人であるかどうか非常に慎重な態度をとっているわけですか。抵当権の場合でも、ことに保証書でやるという場合は、普通はおかしい

のじやないです。例外中の例外じやないかというのが私どもの考え方でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、三十五年の改正のときには、所有権の移転だけではなくて、担保物権のような場合も全く

で四十四条の二が変わるものでござります。

○政府委員(平賀健太君) さようでござります。

○稲葉誠一君 朝令暮改かどうかは別

として、実際にには、財産が妻の名儀になつている場合があるわけです。それを夫が債務に入れて抵当権を設定したり何かする場合に、細君の判を持つて印鑑証明をして抵当権を設定するといふことが相当あるのじやないですか。そのためには、細君の

ほうは知らなかつたのだ、夫が勝手にやつたのだといふ形でもたらもたしておられる例が相当あるのじやないですか。だから、必ずしも所有権だけの問題ではなくして、担保物権のような場合にもこなつたのですか。

○政府委員(平賀健太君) 三十五年のときは、確かにさようでございました。所有権だけに限らずに、権利に関する登記の場合には全部にという考え方であります。

○稲葉誠一君 しかし、あなたのほうがいいのじやないか。実益がまるでないよ

ういうふうな状態は考えなかつたのですか。そのときには、説明部含めてやつたわけですね。そのときには、説明部必要だと、こういうふうに説明したんでしょう、提案は。

○政府委員(平賀健太君) ただいま、印鑑証明書を市町村役場で出します場合には、仰せのような権利書を

持つているのが実情でござります。

それから登記済証いわゆる権利書を

紛失した場合には、保証書で申請をす

るわけでござりますが、仰せのよう

に、ことにはいかにござまでは登記

はあつたというふうに聞いております。しかし、こういう通知の制度がとられると、それだけ登記がおくれる

時間がかかるだけれども、ないといつ

て保証書でやつてくるという例も以前

て、その二名がその地域において印鑑届けをしておった人であるかどうか非常に慎重な態度をとっているわけですか。抵当権の場合でも、ことに保証書でやるという場合は、普通はおかしいのじやないです。例外中の例外じやないかというのが私どもの考え方でございます。

〔理事迫水久常君退席、理事後藤義隆君着席〕

登記の点ではそういうことはあまり

ありません。で、ほとんど私ども聞いておりません。で、ほとんど全部が登記申請間違いないという回答が登記所に返ってきておる実情でござります。

もつとも、その回答といえども息子が勝手におやじの判を使いまして間違いないという返事を出しているのかもしもれませんけれども、という可能性はなきにしもあらずと思ひますけれども、

担保の関係では、登記義務者に対する照会をやめましても、弊害はほとんど考えられない。通知をいたしますと、どちらのほうが非常に登記の申請人に迷惑をかけているのではないかといふ

ういうふうな状態は考えなかつたのですか。そのときには、説明部含めてやつたわけですね。そのときには、説明部必要だと、こういうふうに説明したんでしょう、提案は。

○政府委員(平賀健太君) 三十五年のときは、確かにさようでございました。所有権だけに限らずに、権利に関する登記の場合には全部にという考え方であります。

○稲葉誠一君 しかし、あなたのほうがいいのじやないか。実益がまるでないよ

ういうふうな状態は考えなかつたのですか。そのときには、説明部含めてやつたわけですね。そのときには、説明部必要だと、こういうふうに説明したんでしょう、提案は。

○政府委員(平賀健太君) ただいま、印鑑証明書を市町村役場で出します場合には、仰せのような権利書を

持つているのが実情でござります。

それから登記済証いわゆる権利書を

紛失した場合には、保証書で申請をす

るわけでござりますが、仰せのよう

に、ことにはいかにござまでは登記

はあつたというふうに聞いております。しかし、こういう通知の制度がとられると、それだけ登記がおくれる

時間がかかるだけれども、ないといつ

て保証書でやつてくるという例も以前

はあつたというふうに聞いております。しかし、こういう通知の制度がとられると、それだけ登記がおくれる

時間がかかるだけれども、ないといつ

て保証書でやつてくるという例も以前

はあつたというふうに聞いております。しかし、こういう通知の制度がとられると、それだけ登記がおくれる

時間がかかるだけれども、ないといつ

て保証書でやつてくるという例も以前

はあつたというふうに聞いております。しかし、こういう通知の制度がとられると、それだけ登記がおくれる

時間がかかるだけれども、ないといつ

て保証書でやつてくるという例も以前

聞いた。いろいろ計算をして、甲と乙との換算の仕方が違うわけです。あなたのほうの乙と甲の、登記の場合○・二、台帳の場合○・一五と見ると、倍数がもつと少なくなってしまう。

○理事(後藤義隆君) 速記をとめて。

【速記中止】

○理事(後藤義隆君) 速記をつけて。

○政府委員(平賀健太君) ただいま御指摘のとおり、五倍といふのは、甲号、乙号をおしなべての総計を昭和二十六年の総計に比較したわけでござりますが、先ほどからも御指摘ございましたように、乙号事件を甲号事件に換算をする、それからさらにその後における事務の合理化、能率化といふようなものを考慮に入れますと、実質的に事務量がかかる手数が昭和二十六年に比較して五倍になったとは必ずしも言えない。事件の推定だけでございます。それは非常に精密な計算をしてみる必要があろうかと思うのでござります。

○福葉誠一君 それは、こつちは、でかけるだけ多くの事件の数がふえたということと、それから事件の場合でもできるだけ比重が多いといふうに言いました。その結果、甲号事件に換算した件数といふ。それは非常に精緻な計算をしてみる必要があろうかと思うのでござります。

○福葉誠一君 それは、こつちは、でかけるだけ多くの事件の数がふえたということと、それから事件の場合でもできるだけ比重が多いといふうに言いました。その結果、甲号事件に換算した件数といふ。それは非常に精緻な計算をしてみる必要があろうかと思うのでござります。

○福葉誠一君 それは、こつちは、でかけるだけ多くの事件の数がふえたということと、それから事件の場合でもできるだけ比重が多いといふうに言いました。その結果、甲号事件に換算した件数といふ。それは非常に精緻な計算をしてみる必要があろうかと思うのでござります。

合は○・二といふけれども、そこまで行つていないのでじやないですか、実際の配置の比率は。

○政府委員(平賀健太君) これは二十六年の比較はちょっとといま数字が出ておりませんけれども、私どもで増員の要求をいたします場合には、甲号乙号

なまでの件数では増員に必要な積算の基礎が出てまいりませんので、乙号事件は登記におきましては甲号事件を一とすれば○・二〇五五、正確に申し上げますと。それから台帳事件におきましては乙号事件は甲号事件を一といたしますと○・一五二七ということで、事

件を全部甲号事件に換算をいたしまして、それを基礎にいたしまして現在の登記事件数を基礎にし、さらに従来の事件を全部甲号事件に換算をいたしまして、それを基礎にいたしまして現在の

事件を全部甲号事件に換算をいたしまして、それを基礎にいたしまして現在の

れから台帳の場合でも○・一五二七ですか、非常にこまかい数字が出ているわけですね。一体どうやってこういう数字が出ているのか、いまここじやなくていいですよ、あとで数字の出でてくる根拠を明らかにして私のところへいだときたいんです。ここでやりますと長くなりますから。

もう一つの問題は、乙号をわりあい低く見ているのは、司法書士のところの事務員が台帳の閲覧というか謄写といふかそういうものを手伝つています。それが手伝つているのは既定の事実として、それを前提として計算しているんじやないです。

○政府委員(平賀健太君) 換算率はそれを前提にはいたしております。

○福葉誠一君 ただし、人員を配置する場合にはそれを前提として配置しているわけでしょうね。甲と乙と人員を配置する場合には。

○政府委員(平賀健太君) 人員の配置は、やはりこういう数字を基礎にはいたしております。いたしております。

○福葉誠一君 ただし、人員を配置するが、これは法務局の管内におきまして非常に事件数が伸びるところとあるいは横ばい状況のところといろいろございまして、毎年この数字を基礎にして配置がえをするということは実際問題非常に急がれるというような場合があるわけでございます。そういう場合に、司法書士のほうに手伝つてもらつて謄本を書いてもらうという例が実はあるわけでございます。

○福葉誠一君 それは、いま何人くらいいるんですか。

○政府委員(平賀健太君) これは正確な数字はなかなか出てこないのでございますが、大体年間延べ六万人でござりますが、大体年間延べ六万人でございます。これは非常に数が多いようですが、これは登記簿の何といいますか下付の申請のあとで手数料を払うのはこれがあたりまえかもしれません、サービスを得るんだから。だけれども、それを法務局の人がやらぬいで司法書士がやつたからといって、司法書士のほう金まで申請人が払うなんて、そんなおかしい話はないじゃないですか。そんなこと目をつぶっているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりまことに不合理でございまして、私どもとしましてはそういう事態を早く解消したい、そういう点も考慮に入れまして増員の要求をいたしておるわけでございます。ほかの役所で申請人側に手伝わせるというような例はないの

○福葉誠一君 いま、実際に法務局の場合に乙が○・二〇五五ですか、そ

人が足りないから、司法書士のところ

の担当者の比率は、法務局のほうでは甲一に対しても乙が○・一といふ人數の比率でござめてあるのじやないですか。

いまあなたの言われたのは、登記の場

の事務員を手伝わしてますね。それはどういうふうな仕事をやらしているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 御指摘のよな登記所が若干実はあるわけでございませんけれども、私どもで増員の要求をいたします場合には、甲号乙号

の事務員を手伝わしてますね。それはどういうふうな仕事をやらしている

わざいます。

○福葉誠一君 これらの法律的な根拠がないのです。

○福葉誠一君 そうすると、そういう人たちが手伝つていてるのに対して、法務局はその人たちに對して謝礼か何か払つてゐるんですか。

○政府委員(平賀健太君) いや、払つております。

○福葉誠一君 払つていなかわりに、申請人が、法務局のほうへ謄本の手数料と、それから司法書士のほうへ払う手数料と、両方払うわけでしょ。そのところはどうなつてますか。

○政府委員(平賀健太君) 事実上はやはり申請人の負担ということになつておるものが現状でございます。

○福葉誠一君 申請人の負担といふのは、これは登記簿の何といいますか下付の申請のあとで手数料を払うのはこれがあたりまえかもしれません、サービスを得るんだから。だけれども、それを法務局の人がやらぬいで司法書士がやつたからといって、司法書士のほう金まで申請人が払うなんて、そんなおかしい話はないじゃないですか。そんなこと目をつぶっているわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりまことに不合理でございまして、私どもとしましてはそういう事態を早く解消したい、そういう点も考慮に入れまして増員の要求をいたしておるわけでございます。ほかの役所で申請人側に手伝わせるというような例はないの

でございまして、おそらくひとり登記所のみそういうことをやっておるのでないかと思うのでござります。いまのところ背に腹はかえられぬといううけで黙認はいたしておるわけでござりますけれども、これは非常に遺憾な状態で、早くこういう事態を解消しなければならぬと思っておる次第でござります。

ておるわけですよ。これは法務省の腰
が弱いというよりも大蔵省が理解がな
いというのか、いろいろ見方があると
思いますが、きょうは大蔵省から人が
来ておりませんけれども……。

非常に登記手続がおくれております。それで、県が用地などを取得した場合に、その所有権の移転の申請をするのがおくれるのはまことにあります。もちろんありますけれども、申請してやらないで、県のほうに嘱託してやらなければなりません。そこで、県が用地などを取得した場合にも、登記所というか法務局が今まででも登記所がやり、手伝わせると、いうようなことはしていないと思いません。

○福葉誠一君　栃木県の例で恐縮ですが、これでは県知事の嘱託に基づきまして登記をいたしました。それが、県用地の未登記がまだ三万筆もある手続、登記の手続それ自体はこれはあくまで登記所がやり、手伝わせると、いうようなことはしていません。

○政府委員(平賀健太君)　これは県知事の嘱託に基づきまして登記をいたしました。これが新聞に出でておるので、これが新聞に出でておるのと、県用地の未登記がまだ三万筆もある手續、登記の手續それ自体はこれはあくまで登記所がやり、手伝わせると、いうようなことはしていません。

○福葉誠一君　ちょっとと具體的なケースで、これは調べてみないとわかりませんが、普通そういう場合には、県用地の取得の登記という点になりますと、たとえば前提になりますと、相続登記がしていないとか、あるいは登記名義人の住所が変わつておるというようなことで、直ちに登記ができるない場合がこれはあるわけですが、これが前提登記になりますと、たとえば前提登記をしなくてはならぬ。相続登記をもう一代も三代もわたつてしまいないといふケースがございますし、そういう関係で、県が登記所に嘱託してきます過

程におきまして一筆々々登記簿を調査いたしましてやるということになりました。それで、嘱託が非常にこれは手数がかかるわけでござります。しかも、県の職員で登記に非常に明るい人がいられればいいのであります、必ずしもそうでないという関係もありまして、嘱託の手続に相当の手数がかかる所も手をとつて教えるようにして指導してあげなくてはいけないと、そういうような実情でございます。

○福葉誠一君 相続制度が変わつて均分相続になつた関係があつて、相続人がどこにいるかわからぬとか、相続人の判こがなかなかもらえないとか、いろいろなことがあっておくれることはある、こう思ふんです、私も。ですから、一がいにどうこう言えませんけれども、県に責任があるのか、非常におくれてゐるために、古い地主が固定資産税を払つてゐるというような状態があつて、古い地主のほうは、自分のほうじゃもうすでに売つちゃつたのにまだ固定資産税が自分のところへかかるといつておりますから、どこにどういう責任があるか、ちょっとよく調べてくれませんか。

それからもう一つは、きょうの最後の質問だと思うのですけれども、約千名くらいの人員の概算要求をしたわけですね。その概算要求をした根拠はどうあるのですか。こまかい根拠はどうなつておりますか。

申しまして、また、御説明申し上げましたように、来年度における想定件数でございますね、それを基礎にいたしまして、それから職員一人当たりの能力というものを基礎にして登記事務の処理に必要な総人員と、これだけの増員が要るという計算が出るわけあります。それが大体從来千名前後ということになつておるわけでござります。

か、そういうことが常識として考えられてくる。そういう形で、概算要求をしたこまかい根拠をこの次に私のところへ出してほしいと思う。それを検討してこの次に質問したいと、こう思うわけです。そこで、次回からはこの法案の内容に入って質問したいと思いますから、きょうは私は不動産登記法の関係はこれで終ります。

○理事(後藤義隆君) それでは、本案に対する質疑は一応この程度にいたします。

○理事(後藤義隆君) 次に、検査及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、検察行政に関する件について質疑を行ないます。稲葉君。

○稲葉誠一君 法務大臣、けがをされ十分まだあれでないのにおいてを願つて非常に恐縮なんですけれども、あんまりぐいが悪ければ遠慮しようと思つたんだけれど、非常に元気だというわけでおいでを願つたんですけれども、検察行政の基本というかあたり方について、これはもうきわめてきょうは常識的なことをお尋ねしたいと、こう思うわけです。

一つの資料というか、それは、ことしの一月二十二日に全国次席検事会同があつたわけです。そこで法務大臣と検事総長がいろいろ訓示を、法務大臣は訓示ですか、検事総長は接拶ですか、しているわけですが、これに関連をしてお聞きしたいと、こう思います。

一つは、大臣の訓示の中に、「昨年來の犯罪情勢を見ますと、わが国社会の宿弊ともいふべき暴力的風潮は」云々と、こう書いてあるわけですが、暴

のはどういう意味なんですか。

○國務大臣(賀屋興宣君) このままでお許しを願います。

これは、率直に申し上げまして、犯罪の統計その他の数字を私はいま詳しく述べておりますが、相長にわたりまして暴力犯罪の数が日本はほかの国に比べまして、まあほかの国と申しましても相当文化的な先進国に比べまして、相當多いようございまます。ただ、殺人犯などが一番多いとはいいますが、これなどはむしろアメリカなんか日本より多い国があると思

います。ただし、殺人犯などが一番多いとはいいますが、これなどはむしろアメリカなんか日本より多い国があると思

います。ただ、殺人犯などが一番多いとはいいますが、これなどはむしろアメリカなんか日本より多い国があると思

うか実現するという風習があり、それがまた一面、非常な率直な、いい、選挙のない態度としてそういう気風を称せます。

これは、率直に申し上げまして、犯の統計その他の数字を私はいま詳しく述べておりますが、相長にわたりまして暴力犯罪の数が日本はほかの国に比べまして、まあほかの国と申しましても相当文化的な先進国に比べまして、相當多いようございまします。ただ、殺人犯などが一番多いとはいいますが、これなどはむしろアメリカなんか日本より多い国があると思

います。ただ、殺人犯などが一番多いとはいいますが、これなどはむしろアメリカなんか日本より多い国があると思

○稲葉誠一君 いまのことは、これは基本的な問題で、またあらためてお聞きする機会があると思うんですが、これまで、「云々、こうあるわけですが、この政治的暴力というのはどういう意味なんですか。

○國務大臣(賀屋興宣君) これはむしろ政治的意図がある。こういうふうに政治的目的を実現しようと、あ

るいは、たとえばある政治家の行為が機に政治的意図がある。こういうふうに政治的目的を実現しようと、あ

るいは、たとえばある政治家の行為が

よろしくない、これをこらしてそういう政治的の勢力を減殺してそういうことを考へられます。

それから最近の風潮としまして感じておりますのは、いろんな映画その他

で一つのやはり暴力と申しますか、直接行動といいますか、映画で、外国な

ら西部劇等、それから日本ではあい

うチャンバラ劇のようものが相当に

好かれる要素があるところに非常な多

量なそういうものが上映される供給

が多いという状況であり、一方、戦後

に、善惡の批判をのけまして、秩序と

かいろいろなしつけとか、從来の一種

の社會道徳的あるいは法律的ルール

に対する尊重心というものが、これは

私は敗戦の結果によると思いますが、

従来の伝統 権威というものに対しても

直接行動を是認すると言わなくとも、

わけですか。

○國務大臣(賀屋興宣君) ちょっとい

までは存じませんが、最近でも例

の神奈川県平塚市におきます河野邸の

放火事件でございますとか、また、先

池田総理また野坂參三氏に対する殺人

未遂事件のようなもの、この少し前あ

たりの安保闘争の場合には河上丈太郎

氏に対する問題もありますし、相当そ

ういう件数が世人の耳目には残る事件が

多いように考えております。

○稲葉誠一君 いまいった政治的暴力ですね、それが、近ごろ特に、たとえば警察庁長官の訓示とかあるいは警視

の総裁公選をめぐつてこういう政治的暴力の動きがあるんだというふうなこ

とが伝えられてるんですね。こういうふうな点については法務省として

は何かキャッチしておられるというこ

とがあるわけですか。

○國務大臣(賀屋興宣君) それは私は承知いたしております。

○稲葉誠一君 これは、法務省に聞くよりも、別な形で別なところで聞いた

ほうがいいと思いますが、そこで、そ

の次に馬場検事総長の挨拶があるわけ

です。これは検察の運営に対する基本

的な問題をこの中にたくさん網羅して

おるというふうに私は考えるので、な

かなか興味深く読んだのですが、この

中で、たとえば「近時、いろいろな

ことで「検察の運営に関する種々の批判

を耳にする」んだと、こういうふうに

言っていますね。これはどういうふう

な批判があるんだと法務省では考えて

いるわけですか。

○國務大臣(賀屋興宣君) これは、例

ふうな相当世間に顕著な事件で、比較

的終戦に近い、いまからいいますと年

数のたちました前に起きました事件

で、検察の検察官の主張と違った決

定をみたようなものは相當にあるよう

に思っています。したがって、そう重大な

事件でしかも無罪になるようなものを

検察は非常に有罪を主張するという

ようなことから、検察当局の活動その

運営について批判が起つて、そういうよ

うことをさしておるのではないかと考

えております。

○鶴葉誠一君 それは、どんな批判があつて、その批判に対して検察庁なり法務省はどういうふうに考えておるのですか。あんな批判は当たらないと

か、あの点は当たつてゐるとか、これはいろいろあると思いますね。

○國務大臣(賀屋興宣君) これは、いろんな事件で検察庁の意見と裁判所の意見が違うということもあり得るわけでございまして、それを純客観的に人々が批判しますと、どちらにも見方がある。どちらがより悪いかいいかという批判もあると思います。しかし、現在の制度のもとにおきましては、何としても裁判所の最後的決定が一番権威があると認めなければならぬ、これは間違いないのでございます。それだからといって、検察陣の運営が間違っているとは言えないと思います。検察陣として最善の努力と注意をして判断した、どこもミスのところがないといふこともあり得るんだと思ひます。ただ、松川事件につきましては、いろいろ議会でも、検察陣の運営につきまして、実は私もよく過去のことまで存じませんのですが、たとえば証拠物の保全と申しますか利用の問題とか、いろいろな事実の認定とかの問題で問題があつたように伺つております。これも當時終戦に近い時代で、いろんな検察陣が捜査をいたしまして反省をすれば相当に當時としてもなおりよい行動ができ得たんじゃないか、そういうふうな点につきまして反

省をする必要があると思うのでござい

ます。議会でもそういう必要について御意見があつたように私は伝承しておりますが、それで、この事件が無罪にきまりました後に、最高検察庁におきましてみずから発意をして事態をよく調査する、そして十分に当時の検察官の責任があるかないか、どういう点を反省すべきか、具体的に調査するということに相なっております。そういう報告を受けましたので、私どもも気持から言うと積極的にそういうことをすべきであると望む氣分はございましたが、検察官自身がそういう発意で行動をとったわけでござりますから、その結果を待つておるという次第でございます。

○鶴葉誠一君 検察官自身がそういう行動をとったのは、具体的にいまどういうふうに進んでいるのですか。

○國務大臣(賀屋興宣君) 最高検察庁の中の人で主任者をきめまして、いろいろ調査をいたしております。

○鶴葉誠一君 政府委員よりお答えいたします。

○政府委員(竹内壽平君) もうすでに半年以上前からやつておりますが、長期間にわたる公判でもありましたし、また、その間に各公判過程を通じましていろいろ問題がありましたので、関係者に当たつたり記録を見たりということがあります。これも当时終戦に近い時代で、いろいろ検察陣が捜査をいたしましたが、あるいは、さらに十分に審査をして反省をすれば相当に當時としてもなおりよい行動ができ得たんじゃないか、そういうふうな点につきまして反

も、政府委員でもけつこうですけれども、そいつを出さないわけ

ですね。出さないでそうして裁判を進めようという行き方が非常にあります。ところが、それを一時に来ましたものがみんな公判に付されたら、たいへんなことが間違つていたか、あるいは間違つていたかいかないか、あるいはそれをどう

ですか。あるいは捜査のやり方のどこかに目安を置いているんですか。

○政府委員(竹内壽平君) どこへ主眼を置いて調査をいたしておりますが、まあ結果を見ないとわかりませんけれども、私のほうで伝承しておりますところでは、やはりこの国会でも問題になりました証拠品の取り扱い、それから被疑者、関係人の取り調べのしかた、あるいは公判に対処していく検察官の態度等、全般にわたりまして調査を、それによって、われわれが今後の検察運営に処すべきものがあるならば、そこから虚心坦々に反省すべきものを反省していく。また、その間に検察官の責任として追及すべきものがあるならばそれをもあわせて明らかにしていく、こういうことであろうか

といふうに聞いております。

○鶴葉誠一君 これは大臣ね、たいへん失礼ですけれども、検察当局に長くいたりした人等だとちよつと痺痒しているところがあると思うので、そうでない大臣のフレッシュな感覚といふんではないか、そういうふうなものを聞きたいのですが、いま刑事局長の言つておられるところがあると思うので、そういうふうなことを先般も報告を受けた次第であります。

○鶴葉誠一君 いまちょっと聞き漏らして、ダブつて恐縮なんですがこれ

ですけれども、そいつを出さないわけ

はこれはやむを得ぬだろうと思います。こういうことはあります。ところが、それを一時に来ましたものがみんな公判に付されたら、たいへんなことが間違つていたか、あるいは間違つていたかいかないか、あるいはそれをどう

ですか。あるいは捜査のやり方のどこかに目安を置いているんですか。

○政府委員(竹内壽平君) どこへ主眼を置いて調査をいたしておりますが、まあ結果を見ないとわかりませんけれども、私のほうで伝承しておりますところでは、やはりこの国会でも問題になりました証拠品の取り扱い、それから被疑者、関係人の取り調べのしかた、あるいは公判に対処していく検察官の態度等、全般にわたりまして調査を、それによって、われわれが今後の検察運営に処すべきものがあるならば、そこから虚心坦々に反省すべきものを反省していく。また、その間に検察官の責任として追及すべきものがあるならばそれをもあわせて明らかにしていく、こういうことであろうか

といふうに聞いております。

○鶴葉誠一君 これは大臣ね、たいへん失礼ですけれども、検察当局に長くいたりした人等だとちよつと痺痒しているところがあると思うので、そうでない大臣のフレッシュな感覚といふんではないか、そういうふうなものを聞きたいのですが、いま刑事局長の言つておられるところがあると思うので、そういうふうなことを先般も報告を受けた次第であります。

○鶴葉誠一君 いまちょっと聞き漏らして、ダブつて恐縮なんですがこれ

捜査がそこに網が張られるということ

はこれはやむを得ぬだろうと思います。こういうことはあります。ところが、それを一時に来ましたものがみんな公判に付されたら、たいへんなことが間違つていたか、あるいは間違つていたかいかないか、あるいはそれをどう

ですか。あるいは捜査のやり方のどこかに目安を置いているんですか。

○政府委員(竹内壽平君) どこへ主眼を置いて調査をいたしておりますが、まあ結果を見ないとわかりませんけれども、私のほうで伝承しておりますところでは、やはりこの国会でも問題になりました証拠品の取り扱い、それから被疑者、関係人の取り調べのしかた、あるいは公判に対処していく検察官の態度等、全般にわたりまして調査を、それによって、われわれが今後の検察運営に処すべきものがあるならば、そこから虚心坦々に反省すべきものを反省していく。また、その間に検察官の責任として追及すべきものがあるならばそれをもあわせて明らかにしていく、こういうことであろうか

といふうに聞いております。

○鶴葉誠一君 これは大臣ね、たいへん失礼ですけれども、検察当局に長くいたりした人等だとちよつと痺痒しているところがあると思うので、そうでない大臣のフレッシュな感覚といふんではないか、そういうふうなものを聞きたいのですが、いま刑事局長の言つておられるところがあると思うので、そういうふうなことを先般も報告を受けた次第であります。

○鶴葉誠一君 いまちょっと聞き漏らして、ダブつて恐縮なんですがこれ

判官が裁定するということになるのですから、一應お示しのようにも被告人などに不利じゃないかという考え方から大きいか悪いか世間には出るし、それも自然の成り行きもあるんじやないかと思うのです。

しかし、もともと司法制度というものは、ほんとうに無実な犯罪を犯さない者、また、犯してもその状況が正確に重い軽い程度というものを判定をしていく一つの特殊の機関でござりますですから、いまのような特に被告に不利にするというような考え方で行くべきものではないと考えます。

ただ、率直に申し上げまして、私は訴訟手続の中でどういう証拠物件をどう扱うのがいいか、よく存じません。そういう点につきましては、また専門の政府委員よりお答え申し上げます。

○稲葉誠一君 専門的なことは、これは訴訟法のたてまえからいろいろ議論があるところですね。これを私も問題にしているところなんですが、いずれにしても、いま大臣の言つたような形でいけば、検察官は今のやり方を——東京あたりの検事はわりあいフェアなんですよ。ところが、いかにいうような点がありますから、これは事に当たって十分いろいろ何といふふうに思うのです。

そこで、いずれ別の機会に具体的な事例をあげて聞くようになると思いまが、馬場さんの言つている中にもあることで、「先人の築き上げたよき伝統を継承しつつ」と、こういうような

ことを馬場さんは言つておられるわけですね。

「ジュリスト」のことしの一月号では、ほんとうに無実な犯罪を犯さない者、また、犯してもその状況が正確に重い軽い程度というものを判定をしていく一つの特殊の機関でござります。これは一体どういうことを言うのでしょうか。大臣でなく、政府委員だけつこうです。

○政府委員(竹内壽平君) 出射検事正がお述べになつております点は、どういうことを身中として意味しておるか、私はよくわかりませんが、私の理解しておりますところを申し上げますと、日本の検察は世界各国の検察制度において最も独立性の高いものとして、わが国からも私のほうの局の検事を二人派遣いたしました。そのときの討論の結果が本になつてニューヨークから出版されておりますが、それによると、検察官が刑事政策を念頭に置いた度に比べてみましてやはり獨創的なものがあると思います。その獨創なところというのはどういう点かと申しますと、検察官が刑事政策を念頭に置いたときに起訴して裁判の場で黒白を決するという法廷起訴主義の国が大部分でござります。もしもその御承知のように、犯罪の容疑があるればすべてこれを起訴して裁判の場で裁判を終らなければならぬことになりますが、日本ではそういうふうに思つておられます。私はそれを読み抜つてきながら、法律家である検察官が刑事政策を考慮するということは一つの発見である、これはわれわれとしても十分考慮してみなければならぬことだということが最後の結論の中の批判として出ております。私はそれを読みまして、もう一回過去の伝統の中にそいうことになれば、ドロップと申しまして、全く微罪的なものを落とすにすぎないのでござります。ところが、日本ではこの検察におきましては、検察官が犯罪人の犯罪を犯したときの状況、その犯罪人の性格、環境その他を考え、その検察は成立するけれども、なお公判に回すかどうかは検察官が第一次的に判断してもよろしい、またすべきである

と刑事訴訟法にも書いてある。この起訴便宜主義という性格が、その根底を

なしておられますのは刑事政策だと思います。この刑事政策を検察官がやる

ことにつきましては、これは外國にとりましてあまり例のないこと

です。

このとおり、刑事訴訟法の考え方の問題でござりますけれども、勾留して被疑者の身柄を調べるということにつきましては、かなり裁判所は厳格な態度

をとつております。その供述内容といふものは証拠能力を否定するというふうな取り扱いがかなり強く出ており

ます。そのことを最上のものとするか、刑事政策というのを頭に置いて考

えますと、やはりこれは被疑者からいろ

う意見を聞いて、くむべきものではなくておるふうな考え方をとるのがいい

か、これは検察の一つのあり方と関係

する問題でございまして、アメリカ式にものを考えていけば、被疑者からも

ざいませんので、そういう点でやむを

得ず検察官が調書をつくらざるを得ない、それには取り調べるを得ない、

もう一つの実質的な理由は、やはり先ほど大臣が仰せになりましたよう

に、警察からの取り調べを終わって検

事の手元に渡されました事件がほんと

うに真相に徹するかどうかといふことをテストして、まず検事が心証をとつて、そしてその間にいまの刑事政策的

判決前調査といふようなことで情状をきめていくというやり方に徹しておる

ことはプリセンテンスの調査、つまり

事の手元に渡されました事件がほんと

うに真相に徹するかどうかといふことを

テストしておる

ことはプリセンテンスの調査、つまり

事の手元に渡されました事件がほんと

よりも強力ではない。それで、無罪になるというと、警察の捜査が悪くなる、非難は検察官のほうに向かってくるのでかなわないということとか、それから「立身出世を夢みるタイプ」ということになってくると、率直に言うと、上のほうがつかえていてなかなか出世できない。これは、大臣、実際上のほうはうんとつかえているんですよ。これはあとで別のときに質問しますけれども。そういうようなこととか、それから「小市民的安定感」ということになると、転勤が多くて子供の進学に困るとか、こういうような形のいろいろな問題があつて、そこで検事の志望者が少なくなってくるのだ、こう言っているんですけど私はこの考え方にはいろいろ議論があると思うし、私も異見を持つていますけれども、いずれにしましても、具体的にやはり実際に過ぎるのじゃないですか、これじゃないんですか、検察官の仕事は國家権力の代弁者だというやり方が現実に過ぎるのじゃないですか、ことに公安犯罪の場合に。だから、いまの若い人から見ると、なんだ、検事といふのはやはり国家権力の代弁者じゃないかということで、こんなふうになってくると、これじゃあというので入らなくなつてくるのじゃないですか。これはどうなんですか、実際そういう役目を果たしているのじゃないですかね。

○國務大臣(賀屋興宣君) 生活が経済的にその他安定をするということは、何といってもいろいろ人が職業の選択に重要な要素を占めていると思います。それで、戦前でも司法官の判事、検事を含めまして給与が悪いと、いうことが非常に言われておりまして、私

れはもうだんだんに解決されるものだと思います。そうして、子女の教育問題、これもまあ検察官だから特に不利益だという面ではなくて、一般的のサラリーマン、勤務者と同じことになるのじゃないかと思います。一番問題なのは、結局、俸給その他の給与の面が残ると思います。

それから一番大事なのは、いまお示しの、一つの国家権力の代弁者じやいけないという思想ですか、これは、いまの国家の権力というものの觀念が本当に理解され、また、事實上國家権力の行使が正しい考え方方に合うようになれば、そういう意味の国家権力の代弁者ということは決して私は悪いものじゃないと思う。正当な代弁者があつてこそ、社会組織、社会生活、社会が維持されるものだと思います。それがもう一つ、この点はある意味では、私は率直に申しまして、世の中の思想的な考え方、感じというものは波がありまして、常に反動的、反動的になります。権力があると、今度は反動が来る。どちらも正當な評価をしているかというと、必ずしもそうではないと思うのであります。必ず正當な評価に落ちつくようになります。論争にも結びつかない。一方は検察制度の老化、いや老化していないとかといいうわゆる論争があるとすれば、論争にも結びつかないと思いますが、検察陣の起こす行動のいわゆる国家権力というものがある。国家権力の内容が、ほんとうに憲法その他の法令で定められている国家権力であるか、そのときにあるポストを占めている人たちの考え方強い影響を受けてのそれの代弁者じゃないかといふことににおいて、私は問題が非常に違

うと思うのです。そういう観念を私は試して、正しい検察のあり方というのについて私は常に日本の検察陣というものは努力をしてきていると思います。その努力をさらに進めて、ほんとうに国家権力として正当に行使されるのだということにつとめていくほかないし、またそういうことが大事であるし、それからまた社会もそれを了解し、特に検事に志望をするかしないかという法曹関係に従事する人もそれに対する正当な理解を持つてくれる。私はそういうほうに非常にステップはおそいかと存じますが進んで、常に進みつつあるように思ひでございますが、なお一そう進めていくことによつて正当な考え方をなしていく、こういうふうに感想を持っておる次第でござります。

これから、いまの日本の現体制もそうで
きている。それに対しても、だんだんに感
じが違ってきたから、それがいけない
という思想があるかないかということ
については、私は、そういうものはな
いとも申し上げられませんし、あると
も申し上げられませんが、むしろ問題は、
は、正当ないまの国家のあり方、それ
から国家のあり方というものは、何も
學問と申しますか、あるいは歴史的概
念と申しますか、資本主義国家という
もののあり方そのものを目ざして言つ
ているんじゃないのです。どういうあ
も方が国家として正しく正当であり適
切であるかと言つて、いるんでございま
す。そこで、相当の修正議論を考えて
いる方もありましよう。私どもは、資
本主義国家というものの概念がどうか
というよりも、何が一番いいかという
考え方をいたしております。そういう
ことについては、正当な理解を国民全
般に持つていただき、ようすれば、あ
るというふうに考えておるのでござい
ます。

實に検査なんというものはほとんどや
らないのですよ。これは検査の内容に
よりますけれども、警察から送られて
きた調書を読んで、それを上塗りする
だけのことがほとんどなわけですね、
検事の仕事は。これじゃつまらぬ、ば
かばかしいといふ氣になつてくるん
じやないでしょうか。そこにやはり檢
事は檢事としての何か違った行き方が
当然出てこなければならぬと思うん
ですが、實際の仕事は警察の上塗りだ
けなんですね。それ以外一步も出てい
ないのでですよ。そこに問題点があるん
じゃないですか。

活を実感いたしておりませんので、何とも申し上げられませんが、しかし、それでもわれわれ推理小説を読みましても非常に興味を持ちますが、そういう意味で、みずから捜査をして奇想天外といわなくて普通では見つかれないキーポイントをつかんで事件の真相を明らかにするということには興味を感じる人が相当あると思うんです。しかし、そういうタレントのある人が検察官の中にいるか警察官の中にいるかは別といたしまして、正しくいければいいことに違いありませんが、しかし、人間というものはおのずから職分にもなにがありまして、あらゆる職分について自分が興味を持ち自分がやりたいと思うことが決して満たされないと、いうことは、大きな組織に入ればみなあるわけでござります。満たされないからいやになってくるということ、これもその人にとつてしかたがない事実でございます。たとえば、いま非常な理想を持つて普通の行政官になりましても、どうしても自分の意見などが初

のでもない。やはりそこで組織の中の制約を受ける。組織からはずれて單独行動をすれば、意見は自由でも、それが主張の効果があらわれない。そういうような制約がある。それに対して本人はどう考へて処置するかはもちろんでござりますし、それに魅力がないといふことももちろんございまして、が、それよりも、検察官としては、大体の捜査は警察官がやる。ただ、警察官の見えておるところがなお法律的に有罪であるか有罪でないかということを判別するためには、もつとそういう法律上の素養、体験のある人の目から見て、ここは大事だ、ここはこうやらなければならぬということを補充してやらせることが大きい意味の国家の行為として必要じゃないか。また、そういうふうにだんだん考へてもらえば、その方面に相当な興味を持ち、やられていくこともあると思ひます。

く、むしろ、肉体労働者ないしはタイピング・マシンとでも呼ばれるべきものとして、その目に映らざるをえなさい」。こういうふうに書いておるんですよ。実際、警察で否認しても、検事のところへ来てそれを何とか自白させようとするわけです。それで自白させれば、その検事は腕がいいということがなるわけです。自白させられないこと、その検事は腕が悪いとか、あるいは仕事に対して熱意がないとか、こういうふうな形で評価される場合が非常によいとするわけです。このままの検察の中には多いです。これは刑事局長はどういうふうに言わるか、刑事局長はその点は御存じだと思いますけれども、それが事実なんですね。だから、一生懸命何とかして自己させよう自白させようといつてやつておるのが検事の実際の姿です。これはもちろん傍証を固めて捜査をやつていくという行き方はありますけれども、そういう行き方より、むしろ自己と申しますけれども、それが到底訴訟法どっちとも違わないような姿で追いまくられていっているわけですね。こういうのが実際なんです。これじゃ、やっておる人が、修習生のころに検察庁に行つて見ていやになつてしまふんです。これではちつとも人権の擁護で何もでもないわけです。法曹という高い理想を持つておる行き方ではないんじゃないですか。幻滅を感じてしまうわけです。検察の全体のあり方にいろいろあり方につきまして、問題はこれまあ永久に残り、常にその問題を

いいふうに改善するように努力しなければならないと思います。

自白ということは、いまの訴訟手続において非常に重要なならば、正しい自白というか、うそを自白されても困るが、正しい自白を得ようという努力は、これは私は正当だと思うんです。それから、どうしても被疑者が言わないといふ場合も相当あり得ることであります。そこで、そういうことに努力するということとも正当であり、それから自分が正しくされなければ事件が処理できなくなるから、自白させない者はへただ、さした者はうまいんだという評価も、これは社会としてやむを得ないのじやないかと思うんですが、しかし、それじゃさせなかつたらほんとうに悪いかというと、そもそも言えないので、これはこういうことを言っては非常に恐縮ですが、そういう事業では、業をしておる人で、たとえば取引の場合、常に相手を説得して何がしかの取引に成功すれば、そういう事業では、その人は腕がいいと言われる。しかし、それは必ずしもその人のみに責任がないので、その取引の条件その他や、無理な注文をはじめられてやる場合には成功しない人もある。相手にまた事情がある場合もありますから、一がいにそこで今期の営業成績がよかつたからその支店長は腕があるとも言えないと私は思います。しかし、そういう目で見られるということもやむを得ない。そういう意味で、自白について検事が非常に苦労をするわけですが、それのみで批判するのは非常に間違いですけれども、やはりある程度はやむを得ないことじゃなかろうかと思うのでござります。

それから人権の擁護ですが、これは人権の擁護が一番大事で、同時に事実は明らかにしなければならぬという、これはとにかくちょっとと考えれば一つの矛盾した要求のものに働くなければならぬわけでござります。擁護ばかりやれば、尋問が長くなったり、語氣が荒くなったり、執拗になつたりして、とにかく相手に人権侵害とまでいかなくとも、不愉快を与えることがあると思います。

世の中は、一番大事なのは、その接点をどこに求めてどこに限界を考えるかということ、これはやはり実際問題面にじやないかと思います。そういう面における検事の苦悩も、また苦悩から来ますいろいろないやな思いは十分察せられます、そこらはやはり良識で努力をしていかなければならぬ問題ではないかといふうに考えておるのでござります。

○鶴葉誠一君 あと二、三點で終わりますが、現実には警察で調べたことと全く同じことを検事が調べているわけですね。これは証拠能力の関係もあるわけですが、重複検査です、ほとんどが。それにほとんど九割以上の力を検察官が注いでいるわけですね。ここらを何か考えて、改善すべき余地がないですかね。これは刑事局長はどういうふうに考えますか。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの件は非常に専門的なことでございまして、まことにごもつともなことで、私どもは何とかそこは改善の余地があるのじやないか。問題はいま訴訟法の要求しております証拠能力の問題でござ

いますが、はたして検察官調書には証拠能力があるが、警察官のつくりました書類には証拠能力が否定されている。というこの現状がはたしていいかどうかというようなことも私ども専門的に検討いたしておりますが、仰せのとおりにそこは問題点でございまして、現行法のもとでもできるだけ証人として公判廷に出して検察官調書をつくらないでやれるものならやつたほうがいいということで、試みではございますが、が、東京地検でただいま特別公判指定事件とかなんとか申しておりますが、そういうことで、試みではございますからいたしておるのでありますと、私もどもといったしましても工夫いたしております。

ませんから、わからないから、そのとおりですと言う。そういう形で名前を書いていて判こを押してしまう。そうすると、それがあとになって証拠能力がある。あのとき自白したじゃないかといふことになつて押えられて有罪の判决になる場合が非常に多いわけです。だから、一つの例は、たとえば人を刺傷致死になるかという、殺意があつたかなかつたかというようなことは、それは客観的な証拠によつて判断すれば、死ぬかもわからないと思ひましたと、こういう調書にはそういうふうにはならないで、私がああいうところを突いたから、その相手方は場合によつては死ぬかもわからないと思ひましたと、こういう調書になるわけです。そこで、未必の故意、殺意があつたという形で訴訟法で言う特別に信頼すべき状況の上で、実際には調書ができる名前を書きて判こが押してあれば、それはやはり判にされているわけです。これはやることは発見できないと、こう思うのです。これはもつとよく研究しなければいけないと、ほんとうの真実なり人権の尊重ではないことだと思う。私もこれは研究してやらなければいかんと思う。あの調

書は、悪く言えば、自分で問い合わせを発して自分で答えている場合の調書が非常に多いわけですよ、自問自答の調書が。警察官なり検察官の手元で、あたかも調べられた人が話したような形でつくられている。結果として出てきている。あれを変えなければ、ほんとうの真実を見えきれない。これは私は一つの問題だと思うのです。これはきょうここで結論を出そうと言つたつて無理ですから、私も研究していくと思います。

もう一つは、法廷の中において検察官が証拠をたくさん持っているわけですが、自分の権力によって集めた証拠を。検察官は公益の代表者なんだから、当然それを出さなければならぬ証拠であっても、自分の有罪を立証するものを出して、ちょっとでもそれに不利である、情状の点でも不利であると、隠しちゃって出さないわけです。これは松川事件の調訪メモがいい例ですが、その他にもたくさんあります。そういうやり方をしている限りは真実を見えきれない。

いま、当面この二つの面を問題点として指摘したいと、こう思つてゐるわけです。いまここでお答え願うというわけじゃないが、十分大臣にお考え願いたいと思うわけです。

○國務大臣(賀屋興宣君) よく承つております。

○政府委員(竹内豊平君) いずれも問題点として私どもも考えておるところでござりますので、さらにこの上とも研究をしていただきたいと思います。

○稻葉誠一君 最後ですけれども、いまの問題点のほかにやはり問題点は、こういう点があるわけですよ。検察官

なり警察官が調べる場合に調書をとるわけでしょう。その調書がほとんど最終的にものをいって、いまは公判中心主義とは言つておりますけれども、現実には検察官のところの調書がものをいつて判断されているのが実情です、大体は。そこで、検察官の調査などのときに、少なくとも最も最終的な調書をとるときに、被疑者なりなんなりが希望すれば、その立会人をつけることが必要であるとか、あるいはその場合ソノシートとかなんかで調べの様模を録音させることが必要だと私は思う。こういうことは私は議論になつてくると思うのです。いまの場合でも、検察官は自分の立証に有利な場合には隠しマイクか何かで録音を行なう場合がある。これは説拠になつて出てくるわけです。検察官だけがこういうようなマイクなんかで録音するんじゃなくて、被告人の側でも希望すればその取り調べの状況を録音できるようにするのでなければ、私はほんとうの当事者対等にならないし、眞実は発見できないと思う。最初から終わりまで録音しろといふことも、これは捜査の秘密が漏れるということもあるだろうし、立会人を最初から終わりまでつけるのは無理かもしれない。少なくとも最終調書をとるときには立会人を希望すればつけさせるとか、録音を希望によつてはさせるとか、こういうことをさせなければ、取り調べの一問一答の形は全然わからないわけですね。どういう言葉を使つておどかしたとか、どういう大きな声を出してやつたとか、どういうような回答をしたからこういうふうな答えが出てきたとか、その間誘導尋問はどういうふうにあつたとかということ

は、これはやはり私は非常に大きな問題が全然わからないんです、今の調書で問題として考えなきやいけないと、こう思つていただきたいと思います。私のほうも研究をしますからね。これは検察の基本問題に触れる問題で、検察庁は、いそんばかな話があるかと思つて反対をされるかもわかりませんけれども、これは基本問題です。私のお会いしたある人は、それをやらなければ裁判の真実は発見できないということをはつきり言つてゐるんです。その人の名前はここで申し上げませんけれども、言つてゐるんで、これは十分御研究願いたいと、こう思います。私のほうでも研究をいたします。

○理事(後藤義隆君) それでは、本件は一応この程度といたしまして、本日はこれにて散会いたします。